

修正表

『7 日間完成衛生管理者試験過去 & 予想問題集』

■通達 2019 年 7 月 12 日 基発 0712 第 3 号にて、旧 VDT ガイドラインが廃止され、情報機器ガイドラインとして新たに制定されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

問題：P29 【30】、P70 【28】、P112 【28】、P133 【28】、P174 【28】、P203 【4】、P216 【28】
解答・解説：P8 【30】、P33 【23】、P61 【28】、P71 【28】、P98 【28】、P116 【4】、P126 【28】、
(旧) VDT作業 → (新) 情報機器作業
(旧) 単純入力型および（または）拘束型に該当する VDT作業 → (新) 情報機器作業
(旧) VDT作業健康診断 → (新) 情報機器作業における特殊健康診断
(旧) VDT作業従事者に対する特殊健康診断 → (新) 情報機器作業従事者に対する特殊健康診断

■2019 年 4 月 1 日以降、働き方改革による労働基準法等の一部が改正されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

【ポイント】

- ・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を 1 か月から 3 か月に延長する。
- ・医師による面接指導の対象となる労働者の要件を、「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた者」に見直す、ほか。

問題：P46 【24】 (1)、P111 【24】 (1)、P131 【25】 (1)、P193 【24】 (1)、P214 【24】 (1)、
解答・解説該当箇所：P20 【24】、P59 【24】、P71 【25】、P112 【24】、P125 【24】、
(旧) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え
(新) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え

問題：P69 【24】
解答・解説 P33 【24】
(旧) 休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え
(新) 休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え

問題：P70 【26】 (5)、P152 【26】 (5)
解答・解説：P33 【26】 (5)、P84 【26】 (5)
(旧) フレックスタイム制の清算期間は、3 月以内の期間に限られる。
(新) 法改正により正解となるため、削除

■通達令和元年7月1日基発0701第1号にて、労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施についてが廃止され、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインとして新たに制定されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

問題：P133【29】

解答・解説：P72【29】

法改正により削除へ変更

■2021年4月1日以降、特定化学物質障害予防規則等の一部が改正されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

問題：P187【4】

問題文

(旧) D アーク溶接を行う作業 → (新) D 法改正により削除

選択肢

(旧)(4) B, D → (新)(4) B

(5) C, D → (新)(5) C

解答・解説：P107【4】解説

(旧) 試験研究のために特定化学物質を取り扱う作業、レーザー光線の作業、騒音作業、潜水作業、はんだづけ作業、アーク溶接作業、セメントを袋詰めする作業、特定粉じん作業等は作業主任者が不要な作業である。

(新) 試験研究のために特定化学物質を取り扱う作業、レーザー光線の作業、騒音作業、潜水作業、はんだづけ作業、セメントを袋詰めする作業、特定粉じん作業等は作業主任者が不要な作業である。